

総社市学校給食費無償化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第4号

総社市学校給食費無償化に関する条例の一部を改正する条例

総社市学校給食費無償化に関する条例（令和6年総社市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>総社市の将来を担う子どもの成長を学校給食により支えるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の規定にかかわらず、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程に在籍する児童及び中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒に係る学校給食費を無償とする。</u></p>	<p>総社市の将来を担う子どもの成長を学校給食により支えるとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の規定にかかわらず、<u>中学校又は義務教育学校の後期課程に在籍する生徒に係る学校給食費を無償とする。</u></p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。